

労働者派遣事業報告書

厚生労働大臣 殿

年 月 日

提出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり事業報告を提出します。

報告対象期間 年 月 日から
年 月 日まで

① 許可番号又は届出受理番号 (ふりがな)	般 特	② 許可年月日又は届出受理年月日	年 月 日
③ 氏名又は名称 (ふりがな)			
④ 代表者の氏名 (法人の場合) (ふりがな)			
⑤ 事業所の名称			
⑥ 事業所の所在地	〒 () () -		

1 派遣労働者雇用等実績

① 労働者の総数(派遣労働者以外の者を含む。)(報告対象期間末日) (人)	常用雇用労働者	常用雇用労働者以外の労働者	
② 派遣労働者の数及び登録者の数(1日平均) (人)	日雇派遣労働者 (通常の常用雇用労働者換算)	日雇派遣労働者以外の労働者	
	常用雇用労働者 (通常の常用雇用労働者換算)	常用雇用労働者以外の労働者 (通常の常用雇用労働者換算)	
	過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数		
③ 派遣労働者の数及び登録者の数 (6月1日現在*) (人) *6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。	日雇派遣労働者	日雇派遣労働者以外の労働者	
	常用雇用労働者	常用雇用労働者以外の労働者	
	過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数		
物の製造の業務(特定製造業務に限る。)に従事した派遣労働者の数	日雇派遣労働者	日雇派遣労働者以外の労働者	
派遣可能期間に制限のない次の各種類の業務に従事した派遣労働者の数		常用雇用労働者	常用雇用労働者以外の労働者
[1~26]労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務			
[完]一定期間内に完了が予定される業務			
[短]1か月の労働日数が相当程度少ない業務			
[育]育児休業者等の業務			
[介]介護休業者等の業務			
④ 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況 (6月1日現在*) (人) *6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。	雇用保険 常用雇用労働者 常用雇用労働者以外の労働者	健康保険	厚生年金保険

2 労働者派遣等実績

① 派遣労働者の数(1日平均) (人)	日雇派遣労働者(実数)	日雇派遣労働者以外の労働者			
		常用雇用労働者(実数)	常用雇用労働者以外の労働者(実数)		
② 派遣先の実数 (件)					
③ 労働者派遣の料金	1日(8時間当たり)の額 (円)				
日雇派遣労働者が従事した業務に係る労働者派遣の料金	1日(8時間当たり)の額 (円)				
労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務に係る労働者派遣の料金	種類 1日(8時間当たり)の額 (円)	種類 1日(8時間当たり)の額 (円)	種類 1日(8時間当たり)の額 (円)		
④ 派遣期間中の派遣労働者の賃金	1日(8時間当たり)の額 (円)				
日雇派遣労働者の賃金	1日(8時間当たり)の額 (円)				
労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務に係る派遣労働者の賃金	種類 1日(8時間当たり)の額 (円)	種類 1日(8時間当たり)の額 (円)	種類 1日(8時間当たり)の額 (円)		
⑤ 労働者派遣事業に係る売上高 (円)					
⑥ 海外派遣	実績の有無	有 無	海外派遣労働者数(人)		
⑦ 紹介予定派遣	実績の有無	有 無			
	紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人 数(人)		紹介予定派遣により労 働者派遣された労働者 数(人)		
	紹介予定派遣において職業紹介を実施した労 働者数(人)		紹介予定派遣で職業紹 介を経て直接雇用に結 びついた労働者数(人)		
⑧ 労働者派遣契約の期間別件 数(件)	1日以下のもの	1日を超 7日以下のもの	7日を超 1月以下のもの	1月を超 3月以下のもの	3月を超 6月以下のもの
	6月を超 9月以下のもの	9月を超 12月以下のもの	1年を超 3年以下のもの	その他	合計

3 派遣労働者等教育訓練実績

① 教育訓練の 種類	② 対象者	③ 実施人員 (人) (賃金支給の状況)	④ 方法		⑤ 実施主体			⑥ 実施 期間 (日)	⑦ 派遣労働 者の費用 負担の有 無	備考
			OJT	Off-JT	派遣元 事業主	他の教 育訓練 機関へ の委託	その他			
									有 無	
		有給 無給								
									有 無	
		有給 無給								
									有 無	

4 民営職業紹介事業との兼業の有無

有 無

様式第11号（第3面）

記載要領

1 報告対象期間は、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日を記載すること。

2 第1面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

3 許可番号又は届出受理番号を記載する際、一般派遣元事業主は「般」を、特定派遣元事業主は「特」を○で囲むこと。

4 1の①欄の「労働者の総数」欄には、報告対象期間の末日において雇用しているすべての労働者に係る実数を常用雇用労働者と常用雇用労働者以外の労働者の別に記載すること。

(注) 本記載要領4及び5における「常用雇用労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に規定する常時雇用される労働者ことをいうものであること。

5 1の②欄の「日雇派遣労働者」欄には、報告対象期間において、労働者派遣法第5条第1項の許可を受け、又は第16条第1項の届出を提出して行つている労働者派遣事業として、日雇派遣労働者が労働者派遣により業務に従事した労働時間数の1日当たりの合計を、通常の常用雇用労働者（例えば、派遣労働者の雇用管理や派遣先との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。以下同じ。）の1人1日当たりの労働時間数で除した数を記載すること。

1の②欄の「日雇派遣労働者以外の労働者」欄の「常用雇用労働者」欄には、報告対象期間において、労働者派遣法第5条第1項の許可を受け、又は第16条第1項の届出を提出して行つている労働者派遣事業として、日雇派遣労働者以外の労働者のうち、常用雇用労働者が労働者派遣により業務に従事した労働時間数の1日当たりの合計を、通常の常用雇用労働者の1人1日当たりの労働時間数で除した数を記載すること。

また、「日雇派遣労働者以外の労働者」欄の「常用雇用労働者以外の労働者」欄には、報告対象期間において、労働者派遣法第5条第1項の許可を受けて行つている労働者派遣事業として、日雇派遣労働者以外の労働者のうち、常用雇用労働者以外の労働者が労働者派遣により業務に従事した労働時間数の1日当たりの合計を、通常の常用雇用労働者の1人1日当たりの労働時間数で除した数を記載すること。

(注) 本記載要領5、9、14及び15における「日雇派遣労働者」とは、派遣元事業主が雇用する派遣労働者のうち、日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する者をいうものであること。

6 1の②欄の「過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者の数」欄には、報告対象期間において一般労働者派遣事業に係る登録者であつた者の1日当たりの平均数を記載すること。

(注) 本記載要領6、7及び20における「登録者」とは、労働者派遣をするに際し登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度を採用している場合における当該登録されている者（雇用されている者を含み、6及び7にあつては過去1年を超える期間にわたり一度も雇用されたことのない者を除く。）をいうものであること。

7 1の③欄には、報告対象期間内の6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）において労働者派遣していた労働者の実数（「過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者の数」欄については、当該日現在において一般労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数）を記載すること。

8 1の③欄において、「物の製造の業務に従事した派遣労働者」とは、報告対象期間内の6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）において労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者をいうものであること。

9 1の③欄の「種類」欄には、派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣法第40条の2第1項各号に規定する業務に該当する場合に限り、当該業務を記載すること。

この場合において、同項第1号に該当するときには該当する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（以下「労働者派遣法施行令」という。）第4条各号に掲げる業務の号番号を、労働者派遣法第40条の2第1項第2号のイに該当するときには「完」を、同号のロに該当するときには「短」を、同項第3号に該当するときには「育」を、同項第4号に該当するときには「介」を記載すること。

ただし、1の③欄の「派遣可能期間に制限のない次の各種類の業務に従事した派遣労働者

の数」欄に同項第1号に該当する業務に従事した日雇派遣労働者又は日雇派遣労働者以外の労働者の数を記載するに当たり、複数種類の労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる業務に従事した一の派遣労働者については、報告対象期間内の6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）においてもつとも多く従事した業務に従事したものとして算入すること。

- 10 1の④欄には、報告対象期間内の6月1日現在（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。）において、それぞれの保険の種類ごとに適用されている派遣労働者の実数を記載すること。
- 11 2の①欄には、報告対象期間において労働者派遣された労働者の1日当たりの平均数を記載すること。
- 12 2の②欄には、報告対象期間における派遣先（労働者派遣の役務の提供を受けた者（企業の場合は事業所単位））の実数を記載すること。
- 13 2の③及び④の「種類」欄には、派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣法第40条の2第1項第1号に規定する業務に該当する場合に限り、当該業務を記載すること。
この場合において、該当する労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる業務の号番号を記載すること。
- 14 2の③欄には、当該事業年度における平均的な1人1日（8時間として算定する。）当たりの額を、日雇派遣労働者が従事した業務がある場合は当該業務に係る額を及び派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣法第40条の2第1項第1号に規定する業務に該当する場合は当該業務の種類別に区分したものを記載すること。
この場合において、業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。
- 15 2の④欄には、当該事業年度における平均的な1人1日（8時間として算定する。）当たりの額を、日雇派遣労働者が従事した業務がある場合は当該業務に係る額を、及び派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣法第40条の2第1項第1号に規定する業務に該当する場合は当該業務の種類別に区分したものを記載すること。
この場合において業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。
- 16 2の⑥欄の「実績の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。また、「海外派遣労働者数」欄には、報告対象期間において海外派遣された派遣労働者の実数を記載すること。
- 17 2の⑦欄の「実績の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。また、「紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数」欄には、報告対象期間中に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあつた派遣労働者的人数を記載すること。「紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数」欄には、報告対象期間において労働者派遣された派遣労働者数の実数を記載すること。「紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数」欄には、報告対象期間において派遣先で雇用された派遣労働者の実数を記載すること。
- 18 2の⑧欄の「労働者派遣契約の期間別件数」欄には、報告対象期間に締結した労働者派遣契約における労働者派遣の期間について期間別に区分した件数を記載すること。
- 19 3の①欄には、「新規採用者への訓練」、「派遣前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載し、労働者派遣法第40条の2第1項第1号に規定される業務に係る知識、技術等（接遇等業務に従事するに当たり一般的に必要となるものを除く。）の開発、向上等を図ることを目的とする教育訓練の場合は、備考欄に当該業務に係る労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる業務の号番号（複数にわたる場合は該当する複数の号番号）を記載すること。
- 20 3の②欄には、「新規に採用した者」、「新規に登録した者」、「ワープロの操作業務を○年以上経験した、△△検定2級の者」等具体的に記載し、対象者が登録者である場合はその旨を記載すること。
- 21 3の④欄において、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行ったときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。
- 22 3の⑤欄には、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行ったときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。
- 23 3の⑥欄には、教育訓練の種類ごとに、当該教育訓練の実施に要する日数（1日8時間として算定する。）を、小数点第1位まで記載すること。
- 24 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。